

令和6年度 第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会 議事録

日 時	令和6年7月3日（水） 午後1：30～午後3：00
会 場	芦屋市保健福祉センター3階 会議室1
出席者	委員長 鶴浦 直子 委 員 安保 晶之、松下 晶子、和田 周郎、笠井 光子、 三谷 康子、岡本 直子、山田 弥生 委員以外 地域福祉課：吉川 里香、亀岡 菜奈、知北 早希、井本 悦子 事務局 谷 仁、三谷 百香、森岡 秀昭、清水 晴香、見崎 亜希子 欠席者 池本 秀康、押場 美穂

1. 開会 挨拶：谷
2. 委員紹介
3. 事務局紹介
4. 委員長、副委員長の選出
5. 議事

議事（1）令和5年度芦屋市権利擁護支援センター事業報告

事前資料3「令和5年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告」

事前資料4「令和5年度芦屋市権利擁護支援センター事業実施状況、成果と課題」

事前資料6「令和5年度芦屋市権利擁護支援センター収支報告」

に基づき、事務局 谷より説明。

① 権利擁護の専門相談・支援

- ・専門相談は、臨時相談のニーズが高く、成年後見制度と債務整理の相談が多い。センター職員による相談・支援の件数、相談経路、内容、状態区分の集計について説明。

- ・虐待対応における通報件数や認定率、判定率、終結率について説明。通報件数は高齢者は微増、障がい者は件数が半減している。コロナ禍では家族と過ごす時間がストレスとなり、通報件数が増えたと考えられる。警察からの通報で親子または夫婦喧嘩に相当するものもあり、認定率が減少している要因の一つとなっている。虐待関連会議、通報受付から情報共有ミーティングまでの日数について添付資料を基に説明。

② 後見センター機能

- ・法人後見の受任件数の説明。社協は後見監督2件（市民後見人）を含めた4件、PASネットは令和5年度は職員異動などのため16件から10件となったが、年度末に5件戻った。令和5年度は担当件数が減ったこともあり、後見業務の件数が減っている。

- ・後見に関する相談・支援では、申立て支援に人材バンクの専門職が関わるケースが延べ31件あった。

- ・福祉サービス利用援助事業は現在PASネットが5件、社協の件数は増えている。

③ 権利擁護支援ネットワーク機能・その他事業

- ・権利擁護支援者養成研修を開催。9月から19名（うち聴講生6名）で実施。座学だけでなく実地研修も行い、受講生の人となりがあった。人材バンクに11名登録。

- ・登録者の活動状況・内容の説明。
- ・権利擁護フォーラムは「認知症と共生社会」をテーマに3月2日に開催。パネルディスカッション、養成研修受講生による寸劇を行った。
- ・介護サービス相談員と障がい者福祉施設等相談員は令和5年度より訪問活動を再開した。介護サービス相談員は開始時は6施設だったが、最終的に8施設になった。障がいは2施設。
- ・今年度、県社協が実施する権利擁護サポーター養成事業を三田市がモデルとなって行う予定。
- ・終活研修を開催。
- ・親族後見人向け研修では、7名参加。裁判所の職員と直接話げできたことがよかったとの感想があった。
- ・「養護者による障がい者虐待」帳票および記入例の改訂ができた。
- ・「養介護施設従事者等による高齢者虐待」対応マニュアルの本文の改訂を進めている。
- ・「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」が完成した。
- ・専門委員会は市長申立てと市民後見人候補者登録について4回開催した。令和5年度は、市長申立てのすべてについて開催したが、令和6年度は、虐待ケースに関しては原則実施、身寄りのない人等のケースについては必要に応じて実施することとなった。

<質疑>

	鵜浦委員長	パネリストとして登壇した権利擁護フォーラムの感想を聞かせていただきたい。
感想1	三谷委員	パネリストの依頼があつてから、基調講演の手島氏の本を読んだ。難しかったが、だんだんわかってきてやりやすかった。運営委員会に参加して、親族後見人のことも知らないことが多いので、会で伝えていけたらと思う。
	鵜浦委員長	ハンドブックの作成についてお話しいただきたい。
感想2	松下委員	今後、支援課題を抱える方の支援について、ケースも増えており、支援者のスキルや対応の多さ等が課題となってくるが、ハンドブックをどう活かすか時間が必要と思われる。スーパーバイザーが不在なので、横のつながりや先輩や同僚がいない支援者が相談できずに疲弊して離職してしまうケースが増えているため、ハンドブックが抑止力になることを期待している。
	鵜浦委員長	事業計画でも、ハンドブックを支援にどう活かしていくか、次年度の課題となると思われる。
質問1	岡本委員	支援の話になっているが、6月終わりに「福祉を高める運動研究会」を民児協で行っており、地域の中で抱えているケースを民生委員に挙げてもらい、どういった支援や関わりができるか検討している。行政、関係機関にも参加してもらっている。拒否があり、支援に繋がらない家庭などの、孤独・孤立している高齢者や若者、不登校の児童が増えているように思う。どういった支援が必要なのか、民児協でも話をしてほしい。また、親族後見人はどのようにしてなるのか、教えてほしい。
回答1	谷	親族で後見人をしている割合は2割弱で、親族以外の第三者が8割強である。申立て手続きは同じで、候補者欄に親族の名前を記入する。最終的には裁判所が決めるが、家庭内のトラブルや莫大な財産がある場合は第三者が選任されることもある。

		親族後見人支援（15件）は、申立て手続きを支援した後の就任時報告の作成に関することや、後見監督人との関係についての相談があった。
質問2	岡本委員	親族後見は何親等までと決められているのか。
回答2	谷	申立人は4親等以内と決められているが、後見人に関しては定められていない。
質問3	和田委員	後見人が付いた後の課題、関係性等を評価する仕組みはあるのか。
回答3	谷	後見人として付いたから終わりではなく、代弁者として支援者との連携や、親族を含めた協力体制が必要であるが、それをまとめる仕組みはない。センターが申立てから関わっていれば関わりやすいが、後見人と支援者がどのように連携しているかについては、事業計画に挙げているように強化していきたいと考えている。

議事（2）令和6年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画

事前資料5「令和6年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画」

事前資料7「令和6年度芦屋市権利擁護支援センター予算書」

に基づき、事務局 谷より説明。

資料5

<1-4>虐待対応従事者研修の実施

・従事者となっているが対応機関だけではなく、ケアマネ等にも参加してもらっている。テーマは決まっていないが、縦レビューで課題として出た、関わり困難ケースを題材に研修ができないか調整している。体系的に研修を行うことについて、システム推進委員会の竹端委員長と検討している。

<1-8>関わり困難ケース対応におけるチェックシートの作成

・縦レビュー会議で出た課題で、関わり困難ケースに対してどのような視点を持って、また意識を持って対応したらよいかを確認できるチェックシートの作成を進めている。今年度中を目途に作成する予定。

<1-9>「養護者による障がい者虐待」対応帳票集の改訂・研修の協働

・帳票集の改訂が終了したため、虐待対応機関での研修を予定している。

<1-10>「施設従事者等による高齢者虐待」対応マニュアルの改訂・研修の協働

・マニュアルの本文の改訂を進めており、帳票集を含めて今年度中を目指している。研修は令和7年度以降に予定している。

<2-1>公開講座、フォーラムの開催

・公開講座（西宮開催）については、人材バンクのフォローアップ研修として参加。フォーラムについては、2～3月の開催に向けて今月より企画を始めていく。

<2-2>「終活」をテーマにした研修の企画・実施

・今年度はろうすくーるとして山手地区（東山手・西山手）で11月に3日間で実施予定。

<2-6>行政等初任者向け権利擁護研修の実施

・実施済み。

<2-7>障がい福祉サービス等従事者向け虐待防止研修の協働

・障がい者基幹相談支援センターと協働で行っており、9月頃実施予定。

<3-1> 「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」作成・研修の協働

・作成は終了したが、今後どのような形で研修していくか検討中。関わり困難ケースはハンドブックでも想定しており、関係性の構築の内容も含まれている。チェックシートもあわせて活用していきたい。

<3-5・6> 介護サービス相談員・障がい者福祉施設等相談員活動

・介護サービス相談員は6月より初回訪問を開始。障がい相談員は8月からの活動開始を予定している。

<4-3> 後見人と他の支援者との連携に関する調査および意見交換会の実施

・後見人と支援者との連携の現状について調査を行い、意見交換会を実施したいと考えている。

<4-4> 金銭管理のサービス・社会資源の調査・研究

・金銭管理の相談が多いため、他市でどのような社会資源が提供されているのか調査を行う予定。

<質疑>

質問4	安保委員	<p>後見人の話であるが、制度の開始時の想定と異なっている。親族後見人がメインで考えられていたが、運用していくにつれて親族後見人の問題が出てきたため、裁判所が安心安全のため専門職を就ける方向になっていると思われる。それぞれのケースの課題に応じて裁判所が選任して専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）が就くことになる。法的な問題であれば弁護士、身上保護の問題があれば社会福祉士、福祉職と法律職が複数で就いたり、親族が身上保護を行い、金銭管理を弁護士または司法書士が行うというやり方もある。財産が多い場合、親族後見人が後見信託で裁判所の許可を得て引き出す仕組みがあるが、最初の契約だけ弁護士が行うこともある。裁判所が工夫して行っている。後見人のスキルや人脈によって事務が変わってくることもある。福祉職とのコネクションがある弁護士なら色々相談してチームを組んで支援を進めやすくなる。専門職によっては、ネットワークを持っていない個人で煮詰まったりする。弁護士会では研修を行っているが、後見人と他の支援者との連携に関しては統一的なものはない。この辺りの研究や仕組みを作っていくことは大事で、期待している。</p> <p>親族後見人は、裁判所が申立書類を見て選任するが、年に1度の定期報告ができない、報告が上がってこないこともあり、問題があっても専門職が後見監督人、もしくは引き継いだりすることもある。親族後見人のフォローも大切だと思うが、裁判所が手助けする術を持っていない。報告書の指導は行うが、日常的に相談する仕組みがないため、親族後見人へのサポートは必要と思われる。センターが関わったケースはフォローしていけるが、把握していないケースもあると思われる。芦屋市の親族後見人の数を把握しているのか。</p>
回答4	谷	<p>裁判所のデータから全体の概数はわかるが、誰がというのはわからないため、研修を案内する術が限られている。</p>
質問5	安保委員	<p>3月の親族後見人向け研修で7人の参加者とあったが、どのように広報を行ったのか。</p>
回答5	谷	<p>施設や法律職、認知症や障がいの家族会等に親族後見人がいないか声をかけた。また、センターに相談があった家族にも声が</p>

		けを行った。
質問6	安保委員	裁判所が全件管理して、親族後見人を選任するときに案内していると思うが、芦屋市在住であれば、権利擁護支援センターを案内してもらうことはできないのか。
回答6	谷	裁判所に相談したところ、裁判所に研修のチラシを置くことはできるが、個別に発送することは前例がなくできないとの回答だった。ただ、明石では裁判所の協力を得て、チラシを個別に送っていると聞いた。研修で書記官に来てもらったが、こういう機会はありがたいとも言われていたので、風向きは変わってきていると思う。
意見1	安保委員	芦屋市、西宮市、尼崎市の三市の権利擁護支援センターや後見支援センターと協働して、理想論ではあるが裁判所をサポートできる体制を作れたらよいと思う。
	谷	三市・三士会・裁判所の連絡会でも同様の話をしているが、積極的な回答はもらえていない。
意見2	安保委員	中核機関として後ろ盾のあるものとして裁判所と話ができればいいし、三市、三士会と連携して親族後見人の支援をしなければならぬと思った。 日本は「後見」という言葉を使っていることが間違っていると言われており、先程「意思決定支援」という言葉が出ていたが、本人がリスクを冒せる権利、失敗できる権利を損なっている。後見人は失敗しないようにしているが、根本的にそういう考えでよいのか、方針・発想の転換を迫られており、後見制度も大きく変わろうとしている。国も民法の改正などで、後見制度の仕組みの変換を考えている。専門職の後見人が付くと問題が解決しても、報酬を払い続けられないため、申立てしなかったり、後見類型であれば代理権を全権持っているため、後見人の言うとおりになってしまう、本人や親族と意見が合わないことがある。時限的な制度や特定の代理権を与えるなど、今後法改正のフォローアップと落とし込みの研修を市やセンターが行う流れになると思うが、期待している。
意見3	笠井委員	前年度、今年度もセンターと協働して事業を行っている。虐待対応について、長年対応すればノウハウが蓄積するが、新任においては難しい面もあり、マニュアルを作成した。作成の際、対応で大事なことを振り返りながら記載することができた。今年度は、対応機関に向けて研修を行い、その先には事業所に向けて周知を行うことになっている。 虐待防止研修も一緒に行っているが、他の事業所と交流しながら虐待について考えてもらった。横のつながりができることで、レベルアップを図っていきたい。
感想3	松下委員	コロナで障がいの虐待の件数が増え、引きこもりの話など、コロナの影響が大きいと感じた。新たな課題や支援方法などを考えていかなければならぬと思った。支援ハンドブックを活用して、チェックシートの作成も頑張っていたきたい。金銭管理の社会資源について他市の状況を調査するとのことで、今後どのように何を整備していかなければならないのかは行政の役割だろうと聞いていた。
質問7	鵜浦委員長	関わり困難や、虐待の研修、市民向けのパッケージ研修など、令和5年度の課題をどのように行うのかなど、支援者に向けた取り組みについて更なる発展をお願いしたい。虐待での子育て家族へ向けた負担の軽減のための情報提供、子育てサロンやレスパイト、高齢者の介護者へのサポートなど、支援者の関わり

		強化もそうであるが、当事者へのアプローチ、市民向けの啓発、孤独・孤立している虐待を行う家族に向けた情報提供のあり方を考えてほしい。中核機関として、申立てしてから選任されるまでの間の金銭管理について誰がするのか、検討いただきたい。ハンドブックは配付されるのか。
回答7	谷	今後、研修で配付する予定にしている。
	吉川	市のホームページにも掲載している。支援者向けではあるが、研修に来られなくても見てもらえるようにしている。 また、養護者の支援について、昨年度1か所の包括支援センターで介護者同士が話せる場を企画し、男性介護者も参加され、少人数ではあったものの、よかったとの感想があったと聞いた。そのような取り組みとタイアップして、センターが成年後見の話をすることもできると思う。 改めて養護者への支援の視点も大事だと感じた。今後も取り組んでいきたい。
	鵜浦委員長	土台として権利擁護の考えがあり、色々コラボしながら進めていただければと思う。

閉会